

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第57回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和4年12月20日（火）15：30～18：01

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

山内委員長、秋元委員、岩船委員、牛窪委員、大橋委員、松橋委員、松村委員、村松委員、四元委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 佐々木副会長、電力広域的運営推進機関
大山理事長、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 平岩理事・事務局長、電力・
ガス取引監視等委員会 新川事務局長

<経済産業省（事務局）>

小川電力基盤整備課長、吉瀬電力産業・市場室長、野田ガス市場整備室長

議題

- （1）小売電気事業の在り方等について
- （2）電力制度の再点検結果を踏まえた今後の電力政策の方向性について
- （3）電力システムの更なる検討課題について

配布資料

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資料1 | 議事次第 |
| 資料2 | 委員等名簿 |
| 資料3 | 小売電気事業の在り方等について |
| 資料4-1 | 今後の電力政策の方向性について（中間取りまとめ（案）の概要） |
| 資料4-2 | 今後の電力政策の方向性について 中間取りまとめ（案） |
| 資料5 | 電力システムの更なる検討課題について |
| 参考資料1 | 委員からの御意見（武田委員） |

議事要旨

(1) 小売電気事業の在り方等について(資料3)

●委員コメント:

- ・論点1について、電気事業法の改正になるのか。電気事業法の改正事項となれば、遵守が強く求められるものになるので確認したい。事業者事由の解約が100%ないとはいえないのかもしれないが、見込まれない場合であっても、説明が必要となるのか。論点2も含めて、実際の導入の際には準備期間やFAQの対応を含めて配慮してほしい。
- ・論点2については、今回省令等により整備を行う事項ではないという理解で良いか、確認したい。

○事務局コメント:

- ・1点目については、省令に具体的な説明事項が列記されているので、今般省令を改正して説明事項を追加したいと考えている。本改正により電気事業法の規律の中に入ることになる。該当しないケースがあるというのは、該当する場合とするのかも含めて、中で検討したいと思う。2点目については、どこで規定していくかは検討中であるが、省令やガイドラインの改正により実施していきたいと考えている。

●委員コメント:

- ・4ページの3ポツの内容は次回以降に検討するのか。

○事務局コメント

- ・監視等委員会での検討が進んだタイミングで省令やガイドラインの改正により対応していくことを考えている。

(2) 電力制度の再点検結果を踏まえた今後の電力政策の方向性について(資料4-1~4-2)

●委員コメント:

- ・基本的に異論なし。昨今燃料費高騰、安定供給の為に電源確保、CNへの対応等非常にお金がかかる課題が山積。その上で重要なのは経済的なエネルギーシステムの構築であると考え。kW ΔkWの同時約定の検討も重要。市場の細分化により調整費用の増加がしていないか確認が必要。電力システムは包括的な運用を目指すように考えてほしい。タブーなく議論を進めてほしい。BG制度を維持することによる効率的な運用を目指した取組を検討いただきたい。

●委員コメント:

- ・これまで議論を取りまとめるにあたっては、決まっていないこと、他の委員から意見があったところは注記に記載いただいたりしてはいたはず。たとえば、p18の常時BUの方向性については賛成であるが、内外無差別の定義をしっかりとった上で、確認していくべきと申し上げたと思うので、注釈でもいので記載いただきたい。意見を注釈等に記すことは今後の議論の参考になると思う。
- ・P.19のところも発電事業者の創意工夫を阻害しないのかなど全体最適の視点でどういう形がよいか検討したほうが良いと申し上げたと思うので、委員のコメントとしてどこかに記載いただきたい。

●委員コメント:

- ・方向性に異論はないが、中間取りまとめは今後パブリックコメントにかけることになるのか、今後のスケジュール感を教えてほしい。

・常時 BU については、他の委員と同意見。廃止の方向性に異論はないが、内外無差別の徹底が最も重要だと思うので、その点には言及いただきたい。

・また常時 BU の適正化については制度そのものが悪いのではなく、一部の事業者の行動が悪かったのだと思うが、書きぶりだけみると制度が悪いとも読めるので記載ぶりは工夫してほしい。

・P. 19 に卸供給事業者についての記載があるが、当該事業者についても小売電気事業者とは異なる別のライセンスを創設することを検討しているのか。こういった事業者の参入は市場の流動性を高めることに資すると思うので、進めていただきたいと思う。もちろん、その際不適切な行為については監視が必要だと思うし、手当ていただきたい。

●委員コメント：

・委員 2 人と同意見。常時 BU の利用について、不適切な事業者がいるというのは自分は存じていないが、そういう事業者もいるのだろうと推察する。しかしながら、きちんと常時 BU を利用して持続的な事業を展開している事業者もいるので、不適切な事業者がいるということだけを誇張して、議論を誘導しているかのようなことは良くない。誤解を生むことにもなりかねない。内外無差別を確認した後に廃止するのは構わないと思うが、実際に常時 BU に頼っているのは、ベース電源のアクセスの問題があるからである。JEPX や相対電源だけでは小売電気事業者はやっていけない。このため、ベース電源としての石炭と原子力にきちんと内外無差別にアクセスできることが重要であって、その意味で内外無差別の定義を明確にして監視していくことが必要。そうしないと常時 BU の廃止とともに小売電気事業者が一斉に撤退するということになりかねない。

・マスタープラン自体は、カーボンニュートラルに向けて必要なことなので良いと思う。しかし費用便益分析について、収益性を費用便益でみているような気がする。行政が慎重になっているため収益を保守的に計算しているのだと思うが、電力は完全な公共財ともいえず、かつカーボンニュートラルはある程度公共のお金を使うことが認められるものだと思う。少なくとも共通の理解が得られるようにしてほしい。

●委員コメント：

・取りまとめに修正の意見はない。むしろ他の委員の発言が理解できない。他の委員の意見があったということを注記するのは何かを決めたときではないか。今回の取りまとめに記載のある多くのものはこれから詳細が決められていくとなっている。

・内外無差別の定義がしっかりしていないというのは、何が満たされたら内外無差別なのかという基準のようなものがないということだと思うが、詳細は監視等委員会も含めて議論していくと書いてある。これから詰めていくということが素直に書いてあると自分は思う。はっきりしていないからこそ、そのように書いてあるのに、委員の発言を引用して注記等においてはっきりしていないことをなぜ更に書く必要があるのか。

・常時 BU について廃止するものだというのは既に決定事項である。その上で内外無差別が確認され、またそれが維持されなくなった際に廃止という方向になっており、非常に慎重に書いてあると思う。内外無差別を確認しなくても廃止してもいいのだという意見の委員もいたわけだが、そういった意見は採用されていないなど、非常に配慮して整理されている。

・他の委員の意見に反対意見。費用便益分析が収益に偏っていることは絶対はない。収益性を重視して公的な関与を定めているという認識はない。

●委員コメント：

・発電側課金の書きぶりが気になるが、これがひとつの結論なのだろうと思う。様々御議論あったが、調整の上こうなったものとして受け止めたい。

・安定供給の議論において、脱炭素投資含めて投資環境を整理をしっかりといただいたところ。今後の議論として国として方向性を示した際に、民として今後何をすべきか、議論が必要。需給ひっ迫化においても一定程度競争性がないといわれる状況においても引き続き議論していく必要があると考える。「このため、供給計画を通じて個別の発電設備の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握し、需給管理の高度化を図る」引き続き議論必要。

●オブザーバーコメント：

・発電側課金に関して、送配電網の維持・運用費用の負担のあり方検討WGの中間とりまとめで2018年6月に整理された通り、受益と負担の観点から特定の電源に有利・不利が生じないように、系統に接続し、かつ系統に逆潮させている電源全てを課金対象とすることと考えており、一方、12/6の大量導入小委では、発電側課金の円滑かつ早期の導入に向けて、既認定FIT/FIPは調達期間終了後から発電側課金の対象とすることや、揚水や蓄電池のkWh課金は免除するといった方向性が示されたと理解している。一般送配電事業者としては、再エネ適地が偏在する中での地域間の需要家負担の公平性や、混雑系統への電源立地抑制による設備増強費用の抑制の実現に向けては、系統を利用する発電事業者の皆様に受益に応じた発電側課金の負担をお願いする必要があると思っており、こうした基本的な考え方をしっかり維持した上で、発電側課金の導入に向けて詳細設計を早期にお願いしたいと思っている。

●オブザーバーコメント：

・脱炭素電源及び安定供給に係る、今後の電力政策について示されたと認識。本政策にはあらゆる選択肢（水素アンモニア専焼 CCS 火力 蓄電池等）が排除されることなく組み込まれるべきだと考える。一方で不確実性についても考えないと行けないため複数シナリオの検討が必要。脱炭素の技術の研究やCCS火力運用の法制度整備等事前に検証しつつ中長期の検討を進め、調整力については十分に確保できるよう検討が必要。将来直面するかもしれない課題にも留意が必要。

●オブザーバーコメント：

・発電側課金については、監視委でも検討を進めてきたが、2024年導入に向けて方針が示されたことを歓迎。今後、示された方針に基づき詳細設計を進めた上で、発電側課金が円滑に導入されることを期待。

○事務局コメント

・費用便益分析に関する点、これから資金調達における国の関与が出てくることを踏まえると考え方を改めて検討する必要があるものと認識。

発電側課金については、どういう書き方ができるか、別の視点での意見を頂いているので、書き方の工

夫をしたいと考えている。

○事務局コメント

・委員からの質問だが、取りまとめについては、今後必要な修正を反映させた上で、年内目処にパブリックコメントをかけたいと考えている。委員から意見の注記について御意見をいただいたところであるが、改めて事務局で取りまとめ全体を見直し、必要な注記は加えていきたいと思う。委員からの質問については、現状考えているのは、トレーディングのために小売ライセンスを取ることは本末転倒であるので、そういったことをせずとも JEPX に参入できないかなど実務運用の中で何かできないかを考えていきたいと思っている。

・常時 BU については、きちんと利用している事業者がいるということも理解しており、転売は一つの例。一部の事業者が占めているのは、新電力間の不公平につながっていると思う。詳細は今後議論していきたい。

(3) 電力システムの更なる検討課題について (資料5)

●委員コメント：

・全体最適を目指してシステム全体の整理をいただいたのはありがたいと思う。電源に関して長期脱炭素電源オークションができ、供給力確保の観点から新規の LNG も対象となるということで、競争性のない安定した状況で新規発電所が立地されることになる。これまでの発電所においても撤退しようとする、安定供給のために対価が支払われたりして、競争という時代は終わったのかという認識をもっている。あとは燃料調達についてかなりどれだけ効率化するかという観点だが、基本的には安全サイドをとって、余裕をみた kWh 調達を行っておりこちらも競争性があるようには感じない。

・残りは小売電気事業者の競争であるが、どういう要素が残っているのかというのは改めて考えてもいいと思う。DR などもあると思うが、実際に料金をみてもどこの小売電気事業者も同じであるし、小売電気事業者が用意できるメニューも限られている中で何を求めていくのか考えていく必要がある。制度も複雑化しているので、ここで一度見直しして制度の住み分けを整理してもいいのではないかと思った。

●委員コメント：

・自由化当初は多くの事業者が参加することが競争につながるということだったと思うが、今は大きな方向転換がされていると思う。P.8 はこういった事業者に撤退を求めるものではなく、小売というよりは取次業者に整理されるのではないかということ为例示されたのだと思うが、たとえば地域新電力では受給管理を委任するというのはよくある形であり、それは悪いことではなく、脱炭素を進めていくための取組に自分達のリソースを割いているということだと思う。外務委託が問題ではなく「丸投げ」が問題だと思うので、電力システムに不具合を起こさない責任をもった経営を行ってもらうよう、事業者に求めていくということだと思った。あわせて、当該整理は需給管理サービスを提供する事業者にも影響を与えることになるので、この点も留意しなければならない。

・情報開示をすれば、需要家が選択できるかということそうとも限らないと思う。情報開示したとして需要家が理解できるかは別の話である。自由化当時、実際に消費者にアンケートをとってスイッチングの状況や情報開示について聞いたと思うが、そのように実際に消費者に聞いてみたらいいのではないか。

消費者が真に求めているのであれば開示したら良いと思うが、そうでないのであれば情報をたくさん出せばいいというものではない。この場合、行政がよく事業者を監視して適切に指導していくことも需要家保護のための一つの解だと思う。自己の経営状況やリスクマネジメントを自ら公開していく事業者は、それはそれで結構だと思うので進めてもらったら良い。海外でもそのような例がある。

・ライセンスの転売について聞いたことがあるが、それは実際に審査をうけた事業者とは異なるので、再審査なども視野に検討をしてもよいのではないか。

●委員コメント：

・p.8について他の委員に同意する面がある。自分は旧一般電気事業者とも交流があるし、自治体電力とも交流があるのだが、事業者毎に状況は千差万別であると感じている。たしかにBGに入って他人に任せている事業者もいるし、大きなBGに入っていたところ、そのBGが破綻してしまって損害を負った例もある。いずれも事実だと思うが、革新的な技術を入れようという熱意はあるが、需給管理部門を置いていない事業者もいるし、逆に非常に小さい規模の事業者にも関わらずそのような部門を置いている事業者もある。丸投げと一言に言ってもいろいろな事情があると思っていて、それらを一括してけしからんとか自立しないといけないというべきではないと思う。広域にBGを組むと、全体でインバランスを管理できるといったメリットもあり、すべてがすべて個別にやったほうが良いとも限らないと思うので、一概にはいえないということを強調したい。

●委員コメント：

・電力システム改革が2020年4月にひと段落ついた中で、もう一段電力システムについて適正化を検討していくことは重要だと思う。システム改革は、需要家の選択肢の拡大という中で事業者数がその一つの指標となっていたし、電力料金をなるべく抑えるということでスポット市場の活性化に注力してきたことから、これまではkWh市場を中心として考えられてきたという印象である。今後長期安定的な市場を検討するにあたって、これまでの垂直統合からこういったところに着地するかは重要な議論である。

・電力制度を考えたときに競争性の観点は非常に重要だと思う。特に発電分野が難しい。難しさの所在は、電気は在庫を持つことができないので、在庫の競争性が持てないから。そういった中で需給ひっ迫時の市場支配力を考えると我々もなかなか知見がない中ではあるが、真に競争的と言えるのかということ、問題はないと自信をもっていえないのではないかと。競争性を確認するためには知見の蓄積が必要であり、形式的な監視では確認できない。この点これまでの一連の電力システム改革の中できちんと積み上げてきたのかということと少し不安があるところであり、今後このあたりも見ていく必要があるだろうし、競争の中で投資が促されていく世界の在り方についても考えないといけない。

・これまで市場の形成は需要を軸に形成されてきたという事務局の整理は正しいと思う。小売電気事業者と取り次ぎ事業者は当然区別しないとけない。これまではまとめて700者といっていたように思う。

●委員コメント：

・P.8について、この2年間いろいろあったので、問題意識は共有する。自立性の確保は問題意識として持っているが、さきほど発言した2名の委員の意見も理解できる。では区分するとき、自立性とは何か、どういう基準なのかと理屈を考えはじめると非常にその整理は難しいのではないかと。いず

れにせよ、重要な 이슈なので今後議論していきたい。

・競争性は非常に重要であり、前に発言した委員に同感である。公正取引委員会が調査をはじめるということだが、本調査に非常に興味をもっている。公正取引委員会からどのような提言がされるかについては情報共有いただきたい。

●委員コメント：

・足元問題がおこっていてそれを解決しないといけないという話と、将来のあるべき姿に向けた議論は分けて考えていかないといけない。前に発言した委員の指摘は最もだと思う。時間の流れに沿っていろいろな市場があるが、一連のものをバラバラにみるのではなく、一体として見るのが重要だと思う。同時調達の見直しというのも1つピースであろう。インバランスまで含めて市場がどのようにあるべきかを考えていくことが必要。

・長期の相対市場にもっていききたいのだと思うが、これが全体の中でどこに位置付けられるのかは考えないといけない。小売電気事業者もこの市場に積極的に参加していくべきだし、発電側も商品を充実させていくべきだというのはそうだが、BL市場のほうでもそういった話があったと記憶しているが、長期契約の妨げとなっているのは何かきちんと考えないといけない。制度設計にあたっては発電と小売どちらにとってもWin-Winにならないといけないと考える。あわせて、何故自然にそのような状態にならないのかも考えていかないといけない。なお、長期契約ができたとしてその契約に転売禁止の条項がついていたらそれはほぼほぼ小売電気事業者は買えないことになるのと同義である。発電側が転売禁止の条項をつけているにもかかわらず、小売側のニーズがないというのはおかしい話だとなると思うが、こういう細かいところまで見てほしいと思う。

・丸投げというワードはたしかにネガティブだが、取り次ぎ事業者は電気関係のことは特定の人に委任して、営業を自分でやっているなど特化してビジネスをしている者だと思う。自分の理解ではP.8はこういったビジネスモデルを否定しているのではなくて、競争を活発していくための小売電気事業者とは、DRをフルに活用したり、またピースの1つとして長期契約をとっていくといった事業者の姿であり、こういった事業者に育ててほしいという事務局の願いもこめた記載だと認識している。

・電力システム改革で各市場の統一性について議論が現在進んでいる(kWとΔkWの同時約定)発電側と小売側の双方にメリットのある長期の相対契約に、長期契約に転売禁止は要件がつくとほとんどの小売はかえないものになる。発電側が転売不可と条件付けた商品を小売りが、いろんな形態の小売事業者ですることは否定すべきものではない。

・容量市場で安定供給を支えるという軸がぶれてはいけない。容量市場だけに頼るとコストが増えるため、それを保管するための他の市場であると理解。

●委員コメント：

・電力システムの中でも再エネ価値取引との調整等も必要。発電部門も小売部門も競争性の観点で疲弊している。適正に料金システム引き続議論が必要

・電力のコストはこのような市況だと上がらざるを得ないと思う。そのような中でも持続的なシステムにしていくためには適切に料金に転嫁されていかないといけない。それがないとカーボンニュートラルの実現も難しい。まだまだシステム改革の途上だと思っているが、今後ますます競争化していく中で、

転嫁を含め、きちんとサイクルが回ることが DR などの需要側の対策の活性化にもつながってくると考えている。

●オブザーバーコメント：

・P.5にあるとおりこれまでも制度整備に取り組んでいただいたが、加えて p.6にあるとおり短期～長期に分けて丁寧取引を見ていくことが重要。旧一般電気事業者の内部取引については、長期契約を含め、量や価格、オプションの整備状況について、内外無差別の観点から監視等委員会が監視するだけではなく、供給量、取引価格、卸メニューの多様化の観点から資工庁側でも検証・検討いただきたい。

・P.8について、小売電気事業者は供給力確保義務が課されており、常に想定外のリスクを負っている中でビジネスを行っているとの理解。自立性はまさに現状そのもののように思うが、小売電気事業者の中でも分類を行うのであれば、その責任範囲によって、公平性や競争性に影響がでないようにしていただきたい。

●オブザーバーコメント：

・発電事業者をめぐる各制度の在り方と検討の視点いずれも重要。日本固有の条件についても留意いただきたい。

●オブザーバーコメント：

・事業環境整備を通じて、需要家に安定で低廉な電気の提供を行うことが重要だと思っており、そういった観点から市場メカニズムや市場の信頼を守ることで健全な競争を促進していくといった議論が深化されることに期待。

・P.8は親BGの重要性については認識しており、そこを電気事業法の中で観念するのか、それとも子BGを別に観念していくかの問題であると認識している。

・同時調達市場を含めあるべき市場のあり方の検討については監視等委員会としても期待しているところ。

○事務局コメント

・P.8について様々な御意見頂戴し感謝。P.8は小売電気事業者の経営を含め揺れ動いている現状の中で、求められる姿を提示したもの。もちろんその多様性を否定するつもりは全くない。小売電気事業者も自分の特性を生かして、需要家に選ばれ、そして安定供給できる事業者になっていかなければいけないと思っている。この点は後半の情報提供につながっていくことだと思う。委員の御指摘のとおりたしかに情報を開示すれば需要家に伝わるというものでもないのだと思うが、容易に比較できるようにすること等は非常に重要だと考えおり、どういう情報が誰によって提供されるかなど、全部を行政がということだとも思っていないが、その前提条件を揃えるといったことを考えていきたい。

・丸投げは言葉が乱暴だったかもしれないが、委員からご発言いただいたとおり、こういう姿を目指してほしいという姿を思い描いて記載したものである。